

岡崎市火葬場整備運営事業

基本協定書(案)及び事業契約書(案)に関する質問書

平成25年7月17日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
1	基本協定書(案)	3	第6条	第3項		事業契約	「構成員のうちの適用のある者」とは、具体的にはどのような者をいうのでしょうか。	第6号に規定される、「構成員の役員若しくは使用人その他の従業者」を指します。
2	基本協定書(案)	4	第10条	第2項		救済措置	第6条第3項において、デフォルト発生の際の違約金支払いは本事業の応募手続に関するものに限定されているにもかかわらず、募集要項等に関する質問回答No.232を含め、限定の規定がありません。また、事業契約締結後も労災事故などによるものを含めた指名停止により、契約解除が可能となる規定は、通常の公共事業の規定や他のPFI事業の規定と比較して、事業者にとっては大きなリスクと思慮します。入札参加停止の場合の除外や本事業の応募手続に関するものに限定することをご再考頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
3	事業契約書(案)	8	第7条			事業者の資金調達	今回、消費税ローンによる資金調達を検討しており、消費税の還付を予定しています。そこで、様式集の様式6-7において消費税を含まない様式となっているため、DSCRを算定すると、計算が崩れてしまいます。「消費税還付」の項目を追加して頂くことを検討頂けないでしょうか？	左記の場合にあつては、適宜項目を追加していただいて構いません。
4	事業契約書(案)	8	第7条			事業者の資金調達	事業者の資金調達を検討し、SPCのキャッシュフローを考えるにあたり、キャッシュフローにも現状の想定(平成26年4月～消費税8%、平成27年10月～消費税10%)で消費税を反映させた方が、実態に近づくと考えますが如何でしょうか。	消費税は含まず記載してください。なお、消費税の立替による金利等を考慮する場合の想定税率は事業者の提案に委ねます。
5	事業契約書(案)	8	第7条			長期収支計画表	事業者の資金調達を検討し、SPCのキャッシュフローを考えるにあたり、提案審査様式集 様式6-7において、※消費税及び地方消費税は含めず記載すること、とございます。「■SPCのキャッシュフロー表」においては消費税も含めて宜しいでしょうか。またその場合、消費税は一律5%として宜しいでしょうか。	消費税は含まず記載してください。なお、消費税の立替による金利等を考慮する場合の想定税率は事業者の提案に委ねます。
6	事業契約書(案)	9	第11条	第1項		第三者による実施	参加資格審査申請の参加表明書に記載のない第三者を設計JVの形で提案すれば、SPCから設計業務を委託できるとの理解でよろしいでしょうか。この場合において、企業とは設計を行う法人のみならず個人事業主も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、第24条第1項も同様な理解で、工事監理JVにて第三者に委託できるとの理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、参加資格を認められた構成員又は協力企業以外の者にはSPCから業務を委託することはできません。

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
7	事業契約書(案)	11	第14条	第3項	第(1)号	設計の変更	募集要項等に関する質問回答で設計変更により増加費用が発生する場合、「サービス購入料AからFまでの全部または一部が増額されます。」とありますが、設計に係る増加費用をサービス購入料B及びD部分で増加させると割賦元本が増加し、それに伴い金融機関より調達する優先ローンの金額も増加させる必要が生じ、金融機関との調整が必要となります。 また、場合によっては優先ローンの増加部分を金融機関より資金調達できないリスクもありますので、設計の変更に係る増加費用については、サービス購入料A及びCの一時支払金部分のみでご対応頂けけますでしょうか。	施設整備費に係る部分については、変更の内容により、サービス購入料AからDにより支払うこととしております。 内容によっては、サービス購入料A及びCのみで支払うこともあります。
8	事業契約書(案)	18	第29条	1項	第(2)号	性能試験合格証	募集要項等に関する質問回答で「火葬炉の性能試験は供用開始後10日以内に実施されるため、その結果が事業契約書(案)第29条第1項第2号エの規定に基づき直ちに通知された場合は、～30日以内に性能試験合格証を交付します。」とありますが、順調に性能試験が実施され、そのデータが規定された基準等を満たしている場合は、遅くとも平成28年7月末までに性能試験合格証と完工確認書が交付されるとの理解でよろしいでしょうか。	「性能試験合格証」は契約書において「性能試験確認証」と修正します。 これを踏まえて、「性能試験確認証」は性能試験の通知受領後30日以内に交付します。 なお、完工確認書という書類はありません。
9	事業契約書(案)	19	第31条	第1項		市による完成確認	完成確認証は、本施設の完成後と解体工事の完了後の2回交付されるとの理解でよろしいでしょうか。	第31条により本施設の市による完成確認を実施した後、完成確認証を交付します。 既存施設の解体業務に係る市による完成確認の実施後には完成確認証は交付しません。 事業契約書において修正します。
10	事業契約書(案)	20	第34条			業務完了証	銀行等から融資を受けるにあたり、貴市からの業務完了証を割賦に合わせ平成28年5月31日と平成29年3月31日の2段階に分けて頂けないでしょうか。上段が不可な場合はサービス購入料Bが開始される日までに銀行等が融資実行に満足する書面を交付頂けますでしょうか。	募集要項等に関する質問書回答No1のとおり、本施設の市による完成確認が完了した場合は、完成確認証を交付することとしています。
11	事業契約書(案)	23	第40条	第3項		本施設の引渡し等	①「既存施設について、第31条に定めるところの市による完成確認がなされた後」というのは、解体業務に係る完成確認を指しているのでしょうか。 ②「解体業務の対象となる用地の設備を市に引き渡す」のうち「用地の設備」とは、どのような設備を指しているのでしょうか。	①については、ご理解のとおりです。 ②については、第40条第1項において、供用開始前に引渡しを受ける施設以外であり、例えば駐車場関連の設備を指します。
12	事業契約書(案)	23	第41条			運営開始の遅延	本施設の供用開始予定日が遅延した場合(第36条に規定する工期変更がない場合)においても事業の終了日は変更されないため、維持管理・運営期間が短縮されることとなりますが、その場合、維持管理・運営業務に対するサービス購入料はどのように措置されるのでしょうか。その措置方法について、規定していただけないでしょうか。	第41条の規定によります。
13	事業契約書(案)	24	第42条	第2項		瑕疵担保責任	本施設の瑕疵担保期間の起算日が「供用開始日」となっていますが、引渡しをもって所有権が市に移転するので、「第40条に定める引渡し日」とすべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
14	事業契約書(案)	25	第44条	第1項		本施設の施設供用業務	本指定が効力を生じるまで施設共用業務を開始することはできないことになっていますが、28年6月1日に本指定がなされると、即日より本指定の効力が生じるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	事業契約書(案)	25	第44条	第5項	第(5)号	本施設の施設供用業務	政府契約遅延利息の率は平成25年4月現在、年3%です。岡崎市業務委託約款31条(賠償金等の徴収)では政府契約遅延利息の率を規定されており、年7.3%の遅延損害金は高く乖離しています。年3%に変更をお願いいたします。	本条は市の公金収納に関する規定であるため、岡崎市税外収入の延滞金に関する条例(昭和45年岡崎市条例第10号)の適用を受けるものとします。
16	事業契約書(案)	26	第45条	第2項		費用負担	「施設供用業務の遂行に当たって必要となる光熱水費は、本契約、要求水準書又は事業者提案に別段の定めがない限り、全て市の負担とする。」とございます。事業者は一時光熱水費を立替える形になると思いますが、本立替え額は様式6-7SPCのキャッシュフロー表上に反映する必要はありますでしょうか。またキャッシュフロー表に反映する場合、①立替金は消費税込(税率10%)の計上となりますでしょうか。②DSCRの算定には光熱水費の立替え額は反映させず、立替前のベースで算定しても宜しいでしょうか。	前段については、立替によりキャッシュフローに影響があると判断される場合のキャッシュフロー表への反映については事業者の提案に委ねます。後段①については、消費税の立替による金利等を考慮する場合は税込の扱いを想定しております。その際の想定税率は事業者の提案に委ねます。②について、光熱水費の立替えによりキャッシュフローに影響があると判断される場合のキャッシュフロー表への反映については事業者の提案に委ねます。
17	事業契約書(案)	29	第51条	第3項		非常時又は緊急時の対応等	「・・・本契約に別段の定めがない限り、事業者が負担するものとする。」とありますが、非常時又は緊急時ないし不具合又は故障等が不可抗力に起因して生じた場合は事業契約第62条に従うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	事業契約書(案)	30	第55条			サービス購入料	念の為ですが、施設供用業務の遂行に係る対価について提案する際、提案審査様式集 様式5-11、様式5-12、様式5-13にある各内訳書はSPCが支払う費用の内訳でという理解で間違いございませんでしょうか。	SPCが施設供用業務を遂行するに当たり、必要な維持管理費及び運営費について、提案審査様式集 様式5-11、5-12、5-13に記載してください。
19	事業契約書(案)	30	第55条			サービス購入料	念の為ですが、施設供用業務の遂行に係る対価について提案する際、提案審査様式集 様式6-4、様式6-5、様式6-6にある各支払計画表は貴市が支払うサービス購入料の計画という理解で間違いございませんでしょうか。	市がSPCに対して施設供用期間中に支払いを行うサービス購入料の支払計画について、サービス購入料Bについては様式6-4、サービス購入料Dについては様式6-5、サービス購入料E及びFについては様式6-6にご記入ください。
20	事業契約書(案)	30	第55条			施設供用業務の遂行に係る対価	施設供用業務の遂行に係る対価には、運営・支援システムの維持費及び更新費も含まれ、提案においては運営費内訳書の予約受付業務に算入することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	事業契約書(案)	30	第55条			施設整備費の計算	施設整備費については、支払いが平成28年6月以降になると理解しております。その際、長期収支計画表において「※法人税等＝課税所得×実効税率(36.40%)」とございますが、建設期間中の収入が無い期間は、損益計算書に法人税均等割相当額を計上しても宜しいでしょうか。	事業者の判断で適切に対応してください。

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
22	事業契約書(案)	30	第55条			サービス購入料C	施設供用業務の遂行に係る対価について、平成28年度の事業が年度末以前に完了した場合、お支払の手続きは年度末を待たず、事業完了をもって貴市より確認を受け、事業者よりサービス購入料Cをご請求することは可能でしょうか。 この場合サービス購入料Cを平成28年度中に頂く場合もあり得ますでしょうか。またそれに合わせてサービス購入料Dの開始時期も前倒しになりますでしょうか。	サービス購入料Cは、支払方法説明書のとおり事業契約の規定に従い、平成28年度終了後に一括で支払います。 サービス購入料Dは、支払方法説明書のとおり事業契約書の規定に従い、平成28年度の事業完了後、平成29年度から維持管理・運営期間にわたり支払います。
23	事業契約書(案)	30	第56条	第2項		サービス購入料の改定	サービス購入料A及びCについても、対価の改定の対象となっておりますが、工事費を算定する上で基準となるのは、事業契約締結時(平成25年度)の賃金水準という理解でよろしいでしょうか。 提案価格の公平性を保つためにも基準となる賃金水準をご教示いただきたく存じます。	「数量調書」「工事費内訳明細書」が確定する実施設計完了時を基準とします。
24	事業契約書(案)	37	第65条	第4項	第(4)号	引渡日後の解除の効力	「・・・施設供用業務に係るサービス購入料に関しては、実動ベースで清算を行って支払いを行うものとする。」とありますが、光熱水費相当額についても実動ベースでお支払い頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 契約終了時までの使用量について支払った金額について、支払いを行います。
25	事業契約書(案)	51	別紙8	1			整備期間中の不可抗力等について「施設整備費の1パーセント」には消費税は含まないという理解で宜しいでしょうか。 もし含む場合は適用税率をご教示ください。	消費税は含みません。
26	事業契約書(案)	51	別紙8	2			施設引渡日以降の不可抗力等について「事業年度において支払われるべき～サービス購入料の1パーセント」には消費税は含まないという理解で宜しいでしょうか。 もし含む場合は適用税率をご教示ください。	消費税は含みません。
27	事業契約書(案)	51	別紙8	2		本施設の引渡日以降	施設の引渡日以降は、不可抗力による損害は市の負担としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
28	事業契約書(案)	59	別紙8				サービス購入料E・Fの総額が維持管理・運営期間の月数で割切れない場合、初回または最終回で端数調整させて頂く場合がございます。ご了承願います。	事業者の判断で適切に対応してください。
29	事業契約書(案)	59	別紙12			サービス購入料A	プロジェクトファイナンスの融資実行時期の設定の為、貴市の完成確認書の交付までのスケジュールを再度確認させて下さい。以下の理解で宜しいでしょうか。 ・引渡日以前：事業契約28条ないし第30に定める検査終了後、第31条に定める貴市の完成確認を実施。 ・引渡日10日以内：火葬炉の性能試験実施 ・事業者が貴市へ性能試験のデータ等を通知した後30日以内：貴市は性能試験合格証の交付を実施 ・合格証の交付後：市は事業計画28条ないし第30条に定める検査が、性能試験を含め完了したことが確認出来るため、完成確認書を交付する。	まず、第28条から30条に規定する検査を実施します(ただし、火葬炉の性能試験のうち、供用開始前の性能試験が困難である項目を除く。)。その後、第31条に定める市による完成確認を実施した後、すみやかに完成確認証を交付します。 そして、引渡日の10日以内に火葬炉の性能試験の残りを実施し、事業者が市へ性能試験のデータ等を通知した後30日以内に、市は性能試験確認証を交付します。 解体業務まで終了し、業務完了届の提出を受け、整備業務の履行の完了を証する業務完了証を交付します。

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
30	事業契約書(案)	59	別紙12			サービス購入料A	<p>プロジェクトファイナンスの融資実行時期の設定の為、貴市の完成確認書の交付までのスケジュールを再度確認させて下さい。以下の理解で宜しいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引渡日以前：事業契約28条ないし第30に定める検査終了後、第31条に定める貴市の完成確認を実施。 ・引渡日10日以内：火葬炉の性能試験実施 ・事業者が貴市へ性能試験のデータ等を通知した後30日以内：貴市は性能試験合格証の交付を実施 ・合格証の交付後：市は事業計画28条ないしは第30条に定める検査が、性能試験を含め完了したことが確認出来るため、完成確認書を交付する。 <p>上記スケジュールで間違いのない場合、完成確認書は性能試験合格書の交付後何日程度で交付されますでしょうか。</p>	基本協定書(案)及び事業契約書(案)に関する質問書回答No29をご参照ください。
31	事業契約書(案)	59	別紙12			サービス購入料A	<p>プロジェクトファイナンスの融資実行時期の設定の為、貴市の完成確認書の交付までのスケジュールを再度確認させて下さい。以下の理解で宜しいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引渡日以前：事業契約28条ないし第30に定める検査終了後、第31条に定める貴市の完成確認を実施。 ・引渡日10日以内：火葬炉の性能試験実施 ・事業者が貴市へ性能試験のデータ等を通知した後30日以内：貴市は性能試験合格証の交付を実施 ・合格証の交付後：市は事業計画28条ないしは第30条に定める検査が、性能試験を含め完了したことが確認出来るため、完成確認書を交付する。 <p>また、上記スケジュールが誤りであり、完成確認書が性能試験合格書と関係なく交付される場合、完成確認書は引渡日以前に交付されることになりませんか。</p>	基本協定書(案)及び事業契約書(案)に関する質問書回答No29をご参照ください。
32	支払方法説明書(事業契約書(案)別紙12)	59	別紙12	第2	1	支払の構成	稼働準備業務(光熱水費を含む)も、その75%はサービス購入料Aに含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	事業契約書(案)	59	別紙12	第2	1	支払の構成	<p>支払方法説明書からは、サービス購入料A及びCには保険料等諸経費(SPCが付保する保険料、SPC経費等)は含まないと理解していますが、募集要項等に関する質問回答No.206,207,208,210では、様式4-14でこれら費用を「5. その他経費」に含めるとあり、サービス購入料Aを算定するセル「H42」は、「A. 施設整備費(1+2+3+4+5)」+「B. 既存施設の解体費(1+2)」の合計の75%がサービス購入料Aとなっております。これは、保険料等諸経費の75%をサービス購入料Aに含まれることとなります。支払方法説明書と様式集の整合をお願いします。なお、サービス購入料Cも同様です。</p>	「支払方法説明書(2頁)第2-1「支払の構成」の表中のサービス購入料B及びDの概要欄における「※保険料等諸経費含む」の意図は、保険料等諸経費を含めずサービス購入料A及びB並びにC及びDを算出し、その後、サービス購入料B及びDの割賦元本の算出には保険料等諸経費を加えるということです。これに整合するように提案審査様式集様式4-14を修正します。
34	事業契約書(案)	59	別紙12	第2	1	支払の構成	契約書に関する質問No33の質問に関連しますが、起債対象とならない経費がサービス購入料A及びCに含まれる可能性があります。この場合であっても、貴市の指示通り行った提案額はサービス購入料A又はCとしてお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。